

職員の懲戒処分について

「地方公務員法第29条の規定」及び「恵庭市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」により、令和6年5月21日付けで次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者及び処分内容（所属、職名、年齢は当時のもの）

所 属 保健福祉部福祉課
職 名 主任主事
年 齢 30代
処分内容 減給10分の1 1か月

2 事実概要

当該職員は、令和3年4月から令和6年3月までの間、生活保護費の支給認定に必要な手続きを怠り、保護費の過払い及び保護費の一部未支給を発生させる不適切な事務処理を行った。

3 経緯

- ・ 令和6年4月19日、不適切な事務処理があることが判明
- ・ 同年4月22日～5月9日までの間、当該職員等への事務処理状況確認
- ・ 同年5月8日、恵庭市職員賞罰審査委員会開催
- ・ 同年5月15日、恵庭市職員賞罰審査委員会開催
- ・ 同年5月21日、市長より処分書交付

4 管理監督者への処分

令和6年5月21日に、次の2名の管理監督者に対し、市長より処分を行った。
（事件発生当時の職位）

- ・ 保健福祉部福祉課長（令和3～4年度） 厳重注意
- ・ 保健福祉部福祉課長（令和5年度） 厳重注意